

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 3 月策定

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、給与等及び民間従業員データ

区 分	葛 巻 町			民 間			A / B
	職 員 数 (人)	平均年齢 (歳)	平均給与月額 (A) (円)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (A) (円)	
全 体	20	52.9	351,613	—	—	—	—
調 理 員	6	56.0	344,300	調 理 士	42.3	221,400	1.56
自動車運転手	3	55.3	412,761	自家用自動車運転手	48.9	218,400	1.89
学校用務員	7	51.5	343,344	用 務 員	53.9	227,200	1.51
そ の 他	4	49.2	328,377	—	—	—	—

※「平均給与月額」とは、平成 19 年 4 月分として支給すべきものであり、年間の平均支給額を表すものではありません。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されている岩手県のデータを使用しています。(H16～H18 の 3 カ年年平均)

※民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において、完全に一致するものではありません。

(2) 年齢別職員数

区 分	20 歳	20 歳	26 歳	31 歳	36 歳	41 歳	46 歳	51 歳	56 歳	60 歳
	未満	25 歳	30 歳	35 歳	40 歳	45 歳	50 歳	55 歳	60 歳	以上
全 体					1	2	3	6	8	
調 理 員								3	3	
自動車運転手							1		2	
学校用務員						2	1	2	2	
そ の 他					1		1	1	1	

※年齢は、平成 19 年 4 月 1 日現在である。

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表（二）適用

イ 昇給基準

毎年 1 月 1 日に前 1 年間の勤務成績に応じ、4 号給（57 歳を超える場合は 2 号給）を標準として昇給。

2 基本的な考え

技能労務職については、平成2年度を最後に採用をしていない。

この間、退職者不補充により、学校給食センター（調理）、葛巻病院（調理）、葛葉荘（寮母）、学校用務員等については民間委託によって対応してきた。今後も退職者不補充を継続するものとする。

給与については、人事院勧告等の趣旨を踏まえ、民間の同種の職種に従事するものとの均衡に留意しながら適正な給与制度・運用となるよう努める。

3 具体的な取組内容

給料表については、行政職（二）を適用する。

平成18年4月1日の給与構造改革によって、給料表の見直し、57歳昇給抑制の導入等を行い、総人件費の抑制に努めてきた。引き続き人事院勧告の動向を注視しながら、適正な給与水準の確保に努める。

退職については、勧奨退職実施要領の運用により、平成17年度から59歳勧奨退職を実施しているが、当面これについては継続するものとする。

4 その他

技能労務職の職員数は、59歳勧奨退職を継続した場合、次のように推移する見込みである。平成25年には、平成19年の3分の1以下となる見込みである。

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
人数	20	17	15	12	11	9	6

今後も退職者については、不補充を原則として、住民サービスを損なわないことを前提に、自動車運転手、保育所調理員、学校用務員、ボイラー技士等から順次民間委託を進める。